

公益社団法人 日本青年会議所

役員等の報酬規程

附 則

この規程の変更規定は、平成28年1月23日から施行する。

平成23年 3月20日 制定

平成28年 1月23日 改正

(目的)

第1条 定款第33条第1号の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所役員等の報酬規程（以下「役員等の報酬規程」という。）を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の通りとする。

- (1) 役員とは、定款第15条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号において規定する報酬、賞与其他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬の額)

第3条 本会の役員、直前会頭等及び特別顧問が、会員会議所の正会員である場合は、無報酬とする。

- 2 監事が会員会議所の正会員以外である場合の報酬は、月額20万円を上限とし、監事の協議によって定める。
- 3 前項にかかわらず、本人から報酬の辞退の申し入れがあった場合には報酬は支給しない。

(退職手当等)

第4条 退職した役員には、退職手当及びこれに準ずる手当を支給しない。

- 2 この規程に定めのない手当は支給しない。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員報酬の支給日は、その月の月額的全額を毎月末日に支給することを原則とし、その支給日が休日に当たるときは、支給日を繰り上げる。

(改廃等)

第7条 この規程の改廃は、総会において行う。

(公開)

第8条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。